## 再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金

コロナ禍における原油価格・物価高騰等により厳しい経営環境におかれた中小企業者等への事業 継続支援のため、再生可能エネルギー、省エネルギー等の脱炭素化設備の導入支援を行い、経営の 安定化と二酸化炭素排出抑制を図ります。

助成上限額 ①再生可能エネルギー設備:300万円

②省エネルギー設備:300万円

③エネルギー管理装置(EMS装置): 150万円

補助率 助成対象経費の1/2

## 申請方法

市 IP 検索窓にページ ID「1046367」を入力し、該当ページ(右の二次元コード)から様式を取得し必要事項を記入の上、宝塚市 地域エネルギー課あてにご提出ください。



	市内に事業所を有する中小企業基本法第2条第1項で規定する中小企業者(個人事業主を含			
助成対象者	む。業種区分等は下表のとおり)およびその他の下表に定める従業員数規模の私法人。			
	業種	資本金の額又は	常時使用する従業員数	
		出資の総額		
	①製造業、建設業、運輸業、	3億円以下	300人以下	
	その他の業種(②~④を除く)			
	②卸売業	1 億円以下	100人以下	
	③サービス業	5 千万円以下	100人以下	
	④小売業	5 千万円以下	50人以下	
対象設備	別表(裏面)のとおり			
対象経費	①設計費 ②設備費 ③付帯工事費 ④設備処分費 ⑤雑役務費			
	※他に、国費や県費、市費等を財源とする助成金その他の収入がある場合は、当該収入の額			
	を助成対象経費から除く。			
申請期間	令和4年(2022年)8月1日(月)~令和5年(2023年)1月31日(火)			
留意事項等	助成対象の経費、申請に必要な申請書や添付書類など制度の詳細は HP の「交付申請の手			
	引き」でご確認ください。			
	①事業着手については、令和4年(2022年)4月1日(金)まで遡ることが可能です。			
	②助成事業の実施期限(設備導入期限)は令和5年(2023年)2月15日(水)です。			
	その他、ご不明な点については下記までお問い合わせいただきますようお願いします。			

問い合わせ・申請書送付先

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1 TEL: 0797-77-2361

E-mail: m-takarazuka0272@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市 環境部 環境室 地域エネルギー課

## (別表) 再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成事業 対象設備及び補助率等

対象設備	補助率等
① 再生可能エネルギー設備	
・太陽光発電設備(自家消費用。ただし、相対契約による余剰電	
力の売電は可)	
・太陽熱利用システム	助成対象経費の 1/2
・地中熱利用システム	上限:300 万円(①の計)
・電気自動車等用充電設備	
・太陽光発電設備と連携して導入する蓄電池	
・太陽光発電設備と連携して導入する V2H	
② 省エネルギー設備	
・LED照明	
• 高効率空調	
・窓、床、壁、天井、屋根の断熱化(遮熱フィルム・塗料の使用	助成対象経費の 1/2
を含む)	
• 業務用冷凍冷蔵設備	上限:300 万円(②の計)
・業務用ボイラ	
・業務用ヒートポンプ給湯器	
・業務用燃料電池	
③ 上記①又は②にあわせて導入するエネルギー管理装置	助成対象経費の 1/2
(EMS装置)	上限:150 万円